

平成25年度 第2回 屋久島山岳部利用対策協議会

会 次 第

日 時：平成26年3月25日（火）

13：30～15：30

場 所：屋久島町役場本庁2階会議

1 開 会

2 協議事項

- (1) 平成25年度事業実績及び平成26年度事業計画（案）について
- (2) 屋久島山岳部保全募金について
- (3) 平成26年度副会長の選任について
- (4) その他

3 閉 会

平成25年度第2回 屋久島山岳部利用対策協議会 出席者名簿

所 属 名	職 名	氏 名	備考
屋久島森林管理署	署 長	米 田 雅 人	
屋久島森林生態系保全センター	所 長	前 田 三 文	
	自 然 再 生 指 導 官	酒 井 昭 則	
環境省 九州地方環境事務所	国立公園・保全整備課長	北 橋 義 明	
環境省 屋久島自然保護官事務所	自 然 保 護 官	加 藤 倫 之	
	自 然 保 護 官	萱 島 拓 郎	
屋久島警察署	署 長	欠 席	
屋久島町	町 長	荒 木 耕 治	
	環 境 政 策 課 長	松 田 賢 志	
	商 工 観 光 課 長	松 本 薫	
	環 境 政 策 課 自 然 環 境 係 長	木 原 幸 治	
	環 境 政 策 課	岩 川 卓 誉	
	商 工 観 光 課	真 辺 侑 也	
屋久島町議会	議 長	日 高 好 作	
屋久島観光協会	事 務 局 長	椎 葉 伝 四 郎	
	オ ブ ザ ー バ ー	榎 光 徳	
	ガ イ ド 部 会 長	満 園 茂	
県レンタカー協会屋久島支部	会 長	中 島 耕 次 郎	
屋久島環境文化財団	事 務 局 長	溝 口 正 明	
まつばんだ交通	取 締 役	欠 席	オブザーバー
種子島屋久島交通（株） 屋久島支社	所 長	島 崎 初 則	オブザーバー
県自然保護課	課 長	則 久 雅 司	
	主 幹 兼 自 然 保 護 係 長	遠 矢 潤 一	
	技 術 主 査	小 林 龍 一	
県観光課	課 長	欠 席	
県屋久島事務所	所 長	西 慎 一 郎	
	総 務 企 画 課 長	小 村 隆 史	
	総 務 企 画 課 主 幹	廻 秀 仁	
	総 務 企 画 課 主 査	繁 昌 豊	

屋久島山岳部利用対策協議会規約

(設 置)

第1条 近年、屋久島の山岳部への入り込み者の増加に伴い、一部登山者のマナーの問題等により、自然環境への影響が懸念されることから、当該地域の自然環境の持続可能な利用及び保全対策を検討するため、屋久島山岳部利用対策協議会（以下「協議会」という）を置く。

(組 織)

第2条 協議会の委員は、以下の関係機関の代表者により構成する。

林野庁屋久島森林管理署 林野庁屋久島森林生態系保全センター 環境省屋久島自然保護官事務所 鹿児島県自然保護課 鹿児島県観光課 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所 鹿児島県屋久島警察署 屋久島町 屋久島町議会 公益社団法人屋久島観光協会 鹿児島県レンタカー協会屋久島支部 公益財団法人屋久島環境文化財団

(会長等)

第3条 協議会には会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、屋久島町長とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は任務を総理し、副会長は会長に事故等があるとき、会長の職務を代行する。

4 会長、副会長の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。任期満了の場合の後任者決定までは、なおその職務を行う。

(会 議)

第4条 協議会は必要に応じ会長が召集する。

2 協議会の議長は会長がこれにあたる。

(実務担当者会)

第5条 協議会での議事の円滑な進行を図るため、協議会に関係機関の担当者により構成する実務担当者会を置く。

2 実務担当者会は必要に応じ、会長が招集する。

3 実務担当者会の議長は、あらかじめ会長の指名する者がこれにあたる。

(費用負担)

第6条 協議会の運営に必要な経費については、それぞれの機関において負担する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、会長の指定する機関に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるものの他、必要なものは別に定める。

附則 1 この規約は、平成 6年 7月14日から施行する。
2 この規約は、平成 7年 4月17日から施行する。
3 この規約は、平成 8年 4月18日から施行する。
4 この規約は、平成10年 6月30日から施行する。
5 この規約は、平成11年 4月12日から施行する。
6 この規約は、平成12年 4月18日から施行する。
7 この規約は、平成20年 3月24日から施行する。
8 この規約は、平成20年11月20日から施行する。
9 この規約は、平成25年 3月26日から施行する。

平成25年度 屋久島山岳部利用対策協議会 委員名簿

所 属 名	職 名	氏 名	備考
林野庁屋久島森林管理署	署 長	米 田 雅 人	
林野庁屋久島森林生態系保全センター	所 長	前 田 三 文	
環境省 屋久島自然保護官事務所	自 然 保 護 官	加 藤 倫 之	
屋久島警察署	署 長	日 高 末 広	
屋久島町	町 長	荒 木 耕 治	会 長
	環 境 政 策 課 長	松 田 賢 志	
	商 工 観 光 課 長	松 本 薫	
屋久島町議会	議 長	日 高 好 作	
公益社団法人 屋久島観光協会	会 長	中 島 純 和	
	ガ イ ド 部 会 長	満 園 茂	
鹿児島県レンタカー協会 屋久島支部	会 長	中 島 耕 次 郎	
公益財団法人 屋久島環境文化財団	事 務 局 長	溝 口 正 明	
まつばんだ交通	代 表 取 締 役	藤 山 倉 作	オブザーバー
種子島屋久島交通（株） 屋久島支社	所 長	島 崎 初 則	オブザーバー
鹿児島県	自 然 保 護 課 長	則 久 雅 司	
	観 光 課 長	倉 野 満	
	熊毛支庁屋久島事務所長	西 慎一郎	副会長

平成25年度事業経過(屋久島山岳部利用対策協議会)

月日	事項	内容等
平成25年3月1日～11月30日	縄文杉ルートにおける携帯トイレプースの追加設置	平成24年度に引き続き、屋久島山岳部利用対策協議会が設置主体となって、マイカー規制期間(3月1日～11月30日)に、縄文杉ルートにおける3箇所(小杉谷小学校跡地、大株歩道入口手前のトロッコ転換地点、大王杉手前植生保護デッキ近くの資材置き場)に携帯トイレプースを設置。
平成25年3月28日	日本エアコミューターに対する依頼	山岳部におけるマナー周知(募金も含む)について、飛行機内で屋久島到着前にアナウンスする場合としない場合があるため、再度、機内アナウンスの徹底について、会長名の文書で依頼。
平成25年4月5日	屋久島島内のし尿搬出業者に対する依頼	山岳部保全募金の収支が悪化していることから、屋久島島内のし尿搬出業者(2社)に対して、避難小屋付帯トイレのし尿搬出に係る経費の配慮について、会長名の文書で依頼。
平成25年4月27日～5月6日	縄文杉周辺マナー指導	GW期間中(4/27～5/6の10日間)に、縄文杉周辺のマナー指導を実施。 →林野庁(5日間)、環境省(2日間)、県(3日間)、財団(1日間)、屋久島町(2日間)、観光協会(1日間)
平成25年5月14日	第1回屋久島山岳部利用対策協議会実務担当者会議	【議題】 1 屋久島山岳部保全募金について
平成25年5月21日	第1回屋久島山岳部利用対策協議会	【議題】 1 屋久島山岳部保全募金について (1)平成24年度の募金の収支について (2)募金の今後の見込みの修正について (3)山岳部トイレの事例について (4)山岳部のし尿搬出業務の進め方について (5)その他(携帯トイレへの試験的移行について) →山小屋の1箇所を試験的に携帯トイレにする方向で検討することとなった。 周知期間も考慮して、半年前(今年の夏くらい)までに場所や方法等を決定する必要があるため、臨時の協議会の開催も含めて、事務局で整理・検討することとなった。 2 その他 (1)縄文杉登山ルートにおけるAEDの設置及びその使用について
平成25年7月10日	荒川登山道安全点検	林野庁(4人)、環境省(2人)、屋久島町(3人)、財団(1人)、県(3人)で、荒川登山道の安全点検を実施。 →前回からの点検箇所(12カ所)については、大きな変化なく、経過観察することとなった。また、新たに1カ所、点検箇所を追加することとなった。
平成25年7月11日	第2回屋久島山岳部利用対策協議会実務担当者会議	【議題】 1 携帯トイレへの試験的移行について
平成25年8月13日～8月30日	縄文杉周辺マナー指導	夏休み期間中(8/13～30の14日間)に、縄文杉周辺のマナー指導を実施。 →林野庁(2日間)、環境省(2日間)、県(2日間)、財団(2日間)、屋久島町(2日間)、観光協会(3日間)
平成25年8月28日	第3回屋久島山岳部利用対策協議会実務担当者会議	【議題】 1 屋久島山岳部保全募金の収支改善について (1)収受率向上対策について (2)支出経費削減対策について 2 その他
平成25年9月20日	「携帯トイレへの試験的移行(案)に関する調査について」(照会)	これまでの実務担当者会議での議論を踏まえ、事務局から山岳部利用対策協議会構成員に対して、「携帯トイレへの試験的移行(案)に関する調査」を実施 【調査内容】 ・実施時期、試験的に移行(閉鎖)する避難小屋トイレ、設置主体等
平成25年10月7日	携帯トイレへの試験的移行(案)に関する調査への意見書	観光協会より山岳部利用対策協議会に対して以下のような意見書の提出がなされた。 【意見書の概要】 ・携帯トイレへの試験的移行(案)には反対(既設トイレと携帯トイレ使用の両面に対応すべき) ・募金徴収率向上の検討を最優先すべき(レク森の協力金に募金を上乗せして徴収できないか、検討してほしい)
平成26年2月19日	荒川登山道安全点検	林野庁(3人)、環境省(2人)、屋久島町(2人)、財団(1人)、県(2人)で、荒川登山道の安全点検を実施。 →前回からの点検箇所(13カ所)については、大きな変化なく、経過観察することとなった。 立入禁止のテープ(黄色)で注意喚起を行っていたが、テープが切れる箇所やテープが丸まり読めない箇所等もあったため、ひもに「頭上注意」や「落石注意」等の掲示物をつけるようにした。
平成26年3月1日～	縄文杉ルートにおける携帯トイレプースの追加設置	屋久島山岳部利用対策協議会が設置主体となって、マイカー規制期間(3月1日～11月30日)に、縄文杉ルートにおける3箇所(小杉谷小学校跡地、大株歩道入口手前のトロッコ転換地点、大王杉手前植生保護デッキ近くの資材置き場)に携帯トイレプースを設置。
平成26年3月25日	第2回屋久島山岳部利用対策協議会	【議題】 1 平成25年度事業実績及び平成26年度事業計画(案)について 2 屋久島山岳部保全募金について 3 平成26年度副会長の選任について 4 その他

平成25年度事業実績及び平成26年度事業計画（案）について

施策名	平成26年度事業		平成25年度事業	
	事業計画	事業主体	事業実績	事業主体
1 マナー啓発	(1) マナーガイド・リーフレットの作成・配布 マナーガイド約31,000部、携帯トイレリーフレット約15,000部作成して、GWから夏休み終了を中心に交通機関等に依頼して配布。 <配布先> 交通機関（種子屋久高速船 折田汽船 鹿商海運 JAC）、協議会会員、関係機関 など	県自然保護課 屋久島町 屋久島環境文化財団 屋久島観光協会 県屋久島事務所	(1) マナーガイド・リーフレットの作成・配布 マナーガイド約37,000部、携帯トイレリーフレット約15,000部作成して、GWから夏休み終了を中心に交通機関等に依頼して配布。 <配布先> 交通機関（種子屋久高速船 折田汽船 鹿商海運 JAC）、協議会会員、関係機関 など	県自然保護課 屋久島町 屋久島環境文化財団 屋久島観光協会 県屋久島事務所
	(2) 放送等による啓発 船内・機内にて実施 マナービデオの放映	各交通機関	(2) 放送等による啓発 船内・機内にて実施 マナービデオの放映	各交通機関
	(3) ゴミ持ち帰りキャンペーンの実施	各関係機関	(3) ゴミ持ち帰りキャンペーンの実施	各関係機関
	(4) 監視指導員等の配置 ・縄文杉周辺 （4月～8月の間に12日間） 林野庁、環境省、県、財団、屋久島町、観光協会・・・各2日間 ・グリーンサポートスタッフによる巡視活動	林野庁 環境省 県自然保護課 県屋久島事務所 屋久島町 屋久島観光協会 屋久島環境文化財団	(4) 監視指導員等の配置 ・縄文杉周辺 （4月～8月の間に24日間） 林野庁、環境省、県、財団、屋久島町、観光協会・・・各4日間 ・グリーンサポートスタッフによる巡視活動	林野庁 環境省 県自然保護課 県屋久島事務所 屋久島町 屋久島観光協会 屋久島環境文化財団
	(5) 山岳部保全募金荒川登山口業務員の配置 ・3月1日～11月30日（9月間）	協議会	(5) 山岳部保全募金荒川登山口業務員の配置 ・3月1日～11月30日（9月間）	協議会
	(6) 縄文杉荒川線一般車両乗り入れ規制 ①期間 3月1日～11月30日（9月間） ②チラシ作成 ③看板設置 ④町広報	屋久島山岳部車両 運行対策協議会	(6) 縄文杉荒川線一般車両乗り入れ規制 ①期間 3月1日～11月30日（9月間） ②チラシ作成 ③看板設置 ④町広報	屋久島山岳部車両 運行対策協議会
	(7) 縄文杉ルート喫煙場所設定に関する自主ルールの啓発	協議会	(7) 縄文杉ルート喫煙場所設定に関する自主ルールの啓発	協議会
2 縄文杉周辺の立入り禁止措置	(1) 縄文杉周辺の立入り禁止→継続		(1) 縄文杉周辺の立入り禁止→継続	
	(2) 監視指導及び施設利用方針 展望デッキ混雑時の休憩所等への利用誘導 休憩所・避難小屋 → 食事・休息等 (3) その他 代替展望デッキ（北側）の設置	各関係機関 環境省	(2) 監視指導及び施設利用方針 展望デッキ混雑時の休憩所等への利用誘導 休憩所・避難小屋 → 食事・休息等 (3) その他 展望デッキ（北側）の撤去	各関係機関 林野庁
3 施設整備等	・仮設携帯トイレブース設置（3～11月：3基） ・淀川橋の撤去	協議会 環境省	・仮設携帯トイレブース設置（3～11月：3基） ・常設携帯トイレブース設置（1基） ・淀川橋架け替え ・標識の改修 ・高塚避難小屋及びトイレ改築	協議会 環境省 環境省 環境省 町
4 その他	(1) 登山道の整備、維持補修等 ・新高塚小屋公衆トイレ点検・清掃 ・新高塚小屋外3箇所避難小屋及び付帯トイレ維持管理 ・小杉谷～大株歩道入口 維持補修 ・パイオトイレ、淀川登山口トイレ維持補修	環境省・協議会 県観光課 県観光課 協議会	(1) 登山道の整備、維持補修等 ・黒味岳登山道浸食防止工事 ・新高塚小屋公衆トイレ点検・清掃 ・新高塚小屋外3箇所避難小屋及び付帯トイレ維持管理 ・小杉谷～大株歩道入口 維持補修 ・パイオトイレ、淀川登山口トイレ維持補修 ・縄文杉周辺の迂回路整備 ・安房森林軌道の橋梁（迎橋、太忠橋、愛子橋、荒川橋）補修工事	環境省 環境省・協議会 県観光課 県観光課 協議会 県観光課 林野庁・県観光課 町
	(2) グリーンワーカー事業 ・登山道の補修・清掃 ・携帯トイレ普及啓発	環境省 環境省	(2) グリーンワーカー事業 ・登山道の補修・清掃 ・携帯トイレ普及啓発	環境省 環境省
	(3) 荒川登山バスの運行（9月間） ・3月1日～11月30日	屋久島山岳部車両 運行対策協議会	(3) 荒川登山バスの運行（9月間） ・3月1日～11月30日	屋久島山岳部車両 運行対策協議会
	(4) 荒川登山道安全点検の実施（7月、2月）	関係機関	(4) 荒川登山道安全点検の実施（7月、2月）	関係機関

平成26年マナー指導計画(案)

N01

4月 縄文杉周辺(10:30~13:00)

		林野庁	環境省	鹿児島県(事務所)	屋久島町	観光協会	文化財団
1	火						
2	水						
3	木						
4	金						
5	土						
6	日						
7	月						
8	火						
9	水						
10	木						
11	金						
12	土						
13	日						
14	月						
15	火						
16	水						
17	木						
18	金						
19	土						
20	日						
21	月						
22	火						
23	水						
24	木						
25	金						
26	土						
27	日						
28	月						
29	火						
30	水						

5月 縄文杉周辺(10:30~13:00)

		林野庁	環境省	鹿児島県(事務所)	屋久島町	観光協会	文化財団
1	木						
2	金						
3	土	○					
4	日		○				
5	月			○			
6	火						
7	水						
8	木						
9	金						
10	土						
11	日						
12	月						
13	火						
14	水						
15	木						
16	金						
17	土						
18	日						
19	月						
20	火						
21	水						
22	木						
23	金						
24	土						
25	日						
26	月						
27	火						
28	水						
29	木						
30	金						
31	土						

平成26年マナー指導計画(案)

N02

7月 縄文杉周辺(10:30~13:00)

		林野庁	環境省	鹿児島県(事務所)	屋久島町	観光協会	文化財団
1	火						
2	水						
3	木						
4	金						
5	土						
6	日						
7	月						
8	火						
9	水						
10	木						
11	金						
12	土						
13	日						
14	月						
15	火						
16	水						
17	木						
18	金						
19	土						
20	日						
21	月						
22	火						
23	水						
24	木						
25	金						
26	土						
27	日						
28	月						
29	火						
30	水						
31	木						

8月 縄文杉周辺(10:30~13:00)

		林野庁	環境省	鹿児島県(事務所)	屋久島町	観光協会	文化財団
1	金						
2	土						
3	日						
4	月						
5	火						
6	水						
7	木						
8	金						
9	土				○		
10	日					○	
11	月						○
12	火	○					
13	水		○				
14	木			○			
15	金				○		
16	土					○	
17	日						
18	月						
19	火						
20	水						
21	木						
22	金						
23	土						○
24	日						
25	月						
26	火						
27	水						
28	木						
29	金						
30	土						
31	日						

※平成26年度マナー指導計画数 12回 各機関2回

※平成25年度実績 縄文杉周辺 24回(計画時は18回であったが、北側展望デッキの閉鎖に伴う迂回路等への誘導をスムーズに行う必要があったため、GW時の回数を増加)

屋久島山岳部保全募金について

1 募金の収支について

【平成25年度収支（見込み）】

募 金 総 額	20,200,000 円	・・・①
支 出 経 費	19,300,000 円	・・・②
うちし尿搬出経費	16,000,000 円	
その他経費	3,300,000 円	
H25 単年度収支 (①－②)	900,000 円	・・・③
前年度繰越額	3,936,221 円	・・・④
H26年3月末残額 (③＋④)	4,836,221 円	

【募金額の比較】

(単位:円)

	H23(3月末)	H24(3月末)	H25(3月末)	H26(3月末見込み)	
募 金 総 額	17,078,918	17,394,736	19,832,400	20,200,000	
募 金 窓 口 別	荒川登山口(業務員分)	12,558,838	14,444,881	14,039,313	16,192,049
	荒川登山口(上記以外)	318,090	260,304	309,798	327,137
	淀川登山口	431,172	539,179	544,318	682,893
	島内窓口	1,196,888	723,372	846,879	825,801
	大口(企業等)募金	2,573,930	1,427,000	4,092,092	2,172,120

【搬出し尿量及び経費の比較】

(単位:リットル, 円)

		H25(3月末)	H26(3月末見込み)
高 塚	搬出量	3,320	2,300
	経費(単価)	5,677,513 (34千円)	3,593,229 (31千円)
新高塚	搬出量	1,220	1,980
	経費(単価)	3,062,182 (50千円)	4,673,568 (47千円)
淀 川	搬出量	6,320	4,540
	経費(単価)	6,382,673 (20千円)	4,131,023 (18千円)
鹿之沢	搬出量	1,280	1,020
	経費(単価)	3,343,073 (52千円)	2,461,685 (48千円)
石 塚	搬出量	520	480
	経費(単価)	1,312,495 (50千円)	1,140,495 (47千円)
合 計	搬出量	12,660	10,320
	経 費	19,777,936	16,000,000

*単価(運搬)は20リットルあたり。経費には汲み取り料金が加算される。

2 山岳部保全募金の今後の見込みの修正

(H25.3予測)

	【H23 実績】	【H24 見込】	【H25 見込】	【H26 見込】
募 金 総 額	17,394,736 円	19,200 (千円)	18,000 (千円)	18,000 (千円)
支 出 経 費	19,980,934 円	22,860 (千円)	24,500 (千円)	24,500 (千円)
(うちし尿搬出経費)	17,481,328 円	19,778 (千円)	18,500 (千円)	18,500 (千円)
(その他経費)	2,499,606 円	3,082 (千円)	6,000 (千円)	6,000 (千円)
単年度収支	▲ 2,586,198 円	▲ 3,660 (千円)	▲ 6,500 (千円)	▲ 6,500 (千円)
前年度繰越額	9,484,120 円	6,898 (千円)	3,237 (千円)	—
年度末残額	6,897,922 円	3,238 (千円)	※ ▲ 3,263 (千円)	—

(H25.5予測)

	【H23 実績】	【H24 実績】	【H25 見込】	【H26 見込】
募 金 総 額	17,394,736 円	19,832 (千円)	17,500 (千円)	17,500 (千円)
支 出 経 費	19,980,934 円	22,794 (千円)	21,000 (千円)	23,500 (千円)
(うちし尿搬出経費)	17,481,328 円	19,778 (千円)	17,500 (千円)	17,500 (千円)
(その他経費)	2,499,606 円	3,016 (千円)	3,500 (千円)	6,000 (千円)
単年度収支	▲ 2,586,198 円	▲ 2,962 (千円)	▲ 3,500 (千円)	▲ 6,000 (千円)
前年度繰越額	9,484,120 円	6,898 (千円)	3,936 (千円)	436 (千円)
年度末残額	6,897,922 円	3,936 (千円)	436 (千円)	—

(H26.3予測)

	【H23 実績】	【H24 実績】	【H25 見込】	【H26 見込】
募 金 総 額	17,394,736 円	19,832 (千円)	20,200 (千円)	19,500 (千円)
支 出 経 費	19,980,934 円	22,794 (千円)	19,300 (千円)	23,500 (千円)
(うちし尿搬出経費)	17,481,328 円	19,778 (千円)	16,000 (千円)	17,500 (千円)
(その他経費)	2,499,606 円	3,016 (千円)	3,300 (千円)	6,000 (千円)
単年度収支	▲ 2,586,198 円	▲ 2,962 (千円)	900 (千円)	▲ 4,000 (千円)
前年度繰越額	9,484,120 円	6,898 (千円)	3,936 (千円)	4,836 (千円)
年度末残額	6,897,922 円	3,936 (千円)	4,836 (千円)	836 (千円)

(修正点)

- ・ (H25)募金額実績(見込み)の増額。(約 270 万円)
- ・ (H25)し尿搬出経費 (見込み：搬出単価及び搬出量減) による減額。(約 150 万円)

携帯トイレへの試験的移行の検討経緯等について

1 背景

平成 25 年度第 1 回屋久島山岳部利用対策協議会（5 月 21 日）において、「避難小屋トイレの 1 箇所を試験的に携帯トイレにする方向で検討したらどうか」という提案があり、その実施に向けて事務局で整理・検討することとなった。

2 現状

(1) 避難小屋トイレの現状（し尿搬出に山岳部保全基金を活用しているもの）

避難小屋トイレ		平成 23 年度	平成 24 年度
高塚 <small>(S45 年度に県が設置)</small>	搬出量	4,200 L	3,320 L
	経費(単価)	5,502,979 円(26 千円)	5,677,513 円(34 千円)
新高塚 <small>(H3 年度に県が設置)</small>	搬出量	2,320 L	1,220 L
	経費(単価)	5,127,242 円(44 千円)	3,062,182 円(50 千円)
淀川 <small>(S60 年度に県が設置)</small>	搬出量	7,040 L	6,320 L
	経費(単価)	4,646,683 円(13 千円)	6,382,673 円(20 千円)
鹿之沢 <small>(S37 年度に県が設置)</small>	搬出量	740 L	1,280 L
	経費(単価)	1,598,854 円(43 千円)	3,343,073 円(52 千円)
石塚 <small>(S46 年度に県が設置)</small>	搬出量	280 L	520 L
	経費(単価)	605,570 円(43 千円)	1,312,495 円(50 千円)
合計	搬出量	14,580 L	12,660 L
	経費	17,481,328 円	19,777,936 円

※ 高塚避難小屋トイレについては、県から平成 24 年 2 月に屋久島町に譲渡され、平成 25 年度に屋久島町が改修。

※ 単価（運搬）は 20 L 当たり。経費には汲み取り料が加算される。

(2) 携帯トイレの利用実績

年度	販売個数（回収費としての基金への納入額）	回収実績（回収処分費用）
平成 21 年度	3,400 個（238,000 円）	13 個（263,000 円）
平成 22 年度	6,599 個（461,930 円）	1,044 個（630,000 円）
平成 23 年度	7,563 個（529,410 円）	1,575 個（529,200 円）
平成 24 年度	8,822 個（617,540 円）	2,171 個（491,400 円）

※ 携帯トイレの販売に当たり、1 個当たり 70 円が回収処分費用として、観光協会から山岳部保全基金に後納される。

3 携帯トイレへの試験的移行を実施しようとする目的

屋久島山岳部におけるし尿搬出経費の削減を図るとともに、登山者に奥岳の神聖さを再認識してもらうため、一部の避難小屋トイレを携帯トイレに試験的に移行し、今後の携帯トイレの普及における検討材料とする。

4 検討経緯

(1) 第2回実務担当者会議（平成25年7月11日）

- ① 事務局から携帯トイレの導入に至る経緯及びその後の経緯等の説明
 - ・「平成22年度以降のトイレ整備方針及び携帯トイレ導入方針」（宿泊者による小屋でのトイレ利用に対しては、自己処理型トイレの整備と携帯トイレの利用を並行的に推進する。）
 - ② 携帯トイレへの試験的移行についての協議
 - 鹿之沢小屋トイレ及び石塚小屋トイレの試験的移行については、観光協会以外は概ね賛成との意見。
- ※ 観光協会からは、避難小屋トイレの携帯トイレへの試験的移行を検討する前に募金を集める方法を検討すべきとの意見あり。

(2) 第3回実務担当者会議（平成25年8月28日）

- ① 屋久島山岳部保全募金の収支改善についての協議
 - ア 収受率向上対策について
 - イ 支出経費削減対策について
 - 携帯トイレの試験的移行（実施時期、試験的に移行（閉鎖）又は併設する避難小屋トイレ、設置主体等）についても議論しようとしたが、議論できず。

(3) 「携帯トイレの試験的移行（案）に関する調査」（平成25年9～10月）

	実施時期	試験的に移行（閉鎖）する避難小屋トイレ	設置主体	その他
森林管理署	平成26年3月から	3箇所（鹿之沢と石塚のトイレだけではなく、新高塚も）	山岳部利用対策協議会	
鹿児島県	できるだけ早く	2箇所（鹿之沢と石塚のトイレ）	山岳部利用対策協議会	
屋久島町	し尿汲み取り許可業者との合意後	2箇所（鹿之沢と石塚のトイレ）の閉鎖ではなく、携帯トイレの併用設置	山岳部利用対策協議会	
レンタカー協会	できるだけ早く	閉鎖ではなく携帯トイレの併用設置	環境省、屋久島町、鹿児島県	
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方として、携帯トイレを導入するという流れには賛成。 ・屋久島は携帯トイレを基本とすることが決まれば、携帯トイレに移行してよい。（鹿之沢と石塚は、速やかな導入。その他は他所での導入結果を勘案し導入） ・平成21年度に山岳部利用対策協議会で承認された「平成22年度以降のトイレ整備及び携帯トイレ導入方針」の変更が必要。 ・ガイド事業者の理解と協力を得ることが必要。 ・基本的に屋久島山岳部利用対策協議会での議論を踏まえて決定すべき事項であり、環境省だけで判断できるものではない。 ・携帯トイレを設置するか否かの議論の前に、募金の不足分を今年度中にどうやって補うのかを議論すべき。 ・現時点の募金額の残高を提示し、どこのトイレを優先的にし尿搬出するかも議論すべき（利用者が多く、利用頻度の高いトイレを優先することが良いと思慮） ・搬出経費が枯渇して搬出できなくなった場合の汲み取り式トイレの取扱いを整理すべき。 			
観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯トイレへの試験的移行（案）には反対（既設トイレと携帯トイレ使用の両面に対応すべき。） ・募金徴収率向上の検討を最優先すべき（レク森の協力金に募金を上乗せして徴収できないか、検討してほしい。） 			

平成25年度山岳部利用対策協議会実務担当者会議(第2回:7月11日, 第3回:8月28日)における議論のまとめ

意見が一致している部分 (共通認識が図られている項目)	意見が一致していない部分(検討すべき項目)		
	主な意見・考え方	発言者等	備考
①屋久島町が山岳部保全募金制度に代わるものとして検討している新たな財源としての入島税、入山料等(現在の自主的な協力金ではなく、一定の強制力のある仕組み)については、現在検討中であり、導入するまでに時間がかかる。そのため、現在の募金制度を当面継続させる必要があるが、その募金の収支が来年度には赤字になるので、どうにかしないといけない。また、最悪のシミュレーションが想定されていない。	・来年度、山岳部保全募金が赤字になった場合、どのようにするのか。(どの支出経費を優先するのか。し尿は埋設処理するのか等)	屋久島町環境政策課	
	・現時点の募金額の残高を提示し、どこトイレを優先的にし尿搬出するかも議論すべき。	環境省	
	・搬出経費が枯渇して搬出できなくなった場合の汲み取り式トイレの取扱いを整理すべき。	環境省	
②これまで募金の徴収方法について、しっかりと議論がなされていない。(現在の徴収方式が法的な強制力がないため、いろんな意見は出るが、結論まで至っていない。)	・山小屋トイレの携帯トイレへの試験的移行を検討する前に、募金を集める方法を検討すべき。	観光協会	
	・白谷雲水峡、ヤクスギランドの協力金と会計を別にして一緒に募金を徴収すべき。(一元化ではなく上乗せ徴収)	観光協会	過去の議論で目的が違うので、一緒に徴収できないという意見あり
	・山岳部車両運行対策協議会の予備費(余剰金)を活用したらどうか。	環境省	過去において、荒川登山バスのバスケットで募金を上乗せ徴収することはできないのかという議論があり、結論が出ていない。
	・登山口で募金協力率の実態調査をして、ガイド付きではない登山者とガイド付きの登山者とで分けて、募金率の目標設定を行うことも必要ではないのか。	環境省	荒川登山口では毎日、業務員が募金率をカウントしている。
	・屋久島に入ってくる前にもっと募金をPRすべき(鹿児島県の南埠頭、鹿児島空港等でのPR)	屋久島町環境政策課	
③し尿量の削減をするために、携帯トイレを普及させるなど支出経費を抑える努力が必要である。	・山小屋トイレの携帯トイレへの試験的移行は、経費削減にも資するので、できるだけ早期の導入を検討すべき。	観光協会以外の各関係機関	観光協会以外は鹿之沢、石塚の携帯トイレへの移行について賛成。(ただし、屋久島町及びレンタカー協会は既存トイレを閉鎖せずに、携帯トイレと既存トイレとの試験的併設との意見)
	・し尿量を減らすために、簡単にできるのは携帯トイレの普及である。もっと多くの民宿やガイドなど、携帯トイレの普及を協力してもらう必要がある。	レンタカー協会	
④現時点において、将来的に、既存トイレをすべて閉鎖して、携帯トイレに移行するということは、決定されていない。	・山小屋トイレ(特に奥岳の部分)の携帯トイレへの試験的移行は、経費削減目的だけではなく、将来のトイレのあり方を見据えたものでもあるので、導入を検討すべき。	屋久島町環境政策課	屋久島町及びレンタカー協会としては既存トイレを閉鎖せずに、携帯トイレと既存トイレとの試験的併設との意見
	・山小屋トイレの携帯トイレへの移行を前提とした試験的移行については、反対である。既存トイレとの併用運用が当然である。	観光協会	観光協会としての反対意見書の提出あり
	・屋久島では、既存の汲み取り式トイレをそのまま残すのか、それとも全部携帯トイレにするのか、どちらかに方針を決めるべき。	レンタカー協会	
⑤環境省が平成23年7月に試験的に整備した新高塚トイレ(土壌処理方式)が上手く機能していないため、他の場所のトイレの整備が進んでいない。	・新高塚小屋(土壌処理方式)の撤去も含めた検証が必要	環境省	
	・平成21年度に協議会で承認された「平成22年以降のトイレ整備方針及び携帯トイレ導入方針」を変更する必要がある。(どの部分をどのように変更するのか)	環境省	
⑥屋久島にとって観光は大事な産業である。そのためには、屋久島らしいおもてなしが必要。	・日本中山小屋のトイレを閉鎖したところは聞いたことがない。既存トイレを閉鎖せず、利用していくことが、屋久島のおもてなしである。	観光協会	
	・自分で持ったものは自分で持ち帰るという自己責任が基本である。観光客に遠慮する必要はない。	レンタカー協会	